

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
保育園などの利用	入園申し込み、送迎など	○			保育課 0561-76-5420
放課後児童クラブの利用における入所申込、お迎え	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を利用児童の保護者として取り扱うこととし、放課後児童クラブの保護者として入所申込、お迎えを可とする。		○	入所申込の際に就労証明書の添付が必要	学校教育課 0561-32-8028
放課後こども教室の利用入所申込、お迎え	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を利用児童の保護者として取り扱うこととし、放課後こども教室の保護者として入所申込、お迎えを可とする。		○		学校教育課 0561-32-8028
みよし市奨学金の申請	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を奨学金支給対象生徒又は学生の保護者として取り扱うこととし、みよし市奨学金の申請を可とする。		○	審査を実施する年の1月1日時点で同一世帯でない場合、所得状況のわかる書類（所得課税証明書等）が必要	学校教育課 0561-32-8028
みよし市私立高等学校等授業料補助金の申請	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）をみよし市私立高校等授業料補助金支給対象生徒の保護者として取り扱うこととし、みよし市私立高校等授業料補助金の申請を可とする。		○		学校教育課 0561-32-8028
母子健康手帳の交付	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理申請できる。	○		妊婦本人が来所できない場合、委任状の提出が必要	こども相談課 0561-76-5310

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
みよし市営住宅への入居	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、みよし市営住宅への入居（同居）を可とする。	○		受理証明書の提示の他、市要綱に定める確認通知書等の提出が必要	生活環境課 0561-32-8018
市民病院での入院面会、診療説明等	パートナーシップの宣誓をされた方を患者の親族等と同様に取扱うこととし、入院面会や診療説明などを可とする。	○			みよし市民病院 0561-33-3300